

# 石川県中央会 会報

## No.1

### 目 次

#### 年 頭 所 感

- ◆～連携組織強化への積極的支援～ ..... 2  
石川県中小企業団体中央会 会長 五嶋耕太郎
- ◆豊かな暮らしを支える産業社会づくりを目指して ..... 4  
石川県知事 谷本 正憲
- ◆年頭にあって ..... 6  
全国中小企業団体中央会 会長 石川 忠
- ◆年頭所感 ..... 7  
商工組合中央金庫金沢支店 支店長 福田 康雄

#### トピックス

- ◆改正労働基準法のあらまし ..... 8
- ◆中小企業活性化支援のための「企業OB人材活用推進事業」について  
(経済産業省、中小企業庁) ..... 11
- ◆保証制度(特別保証)の創設について～石川県信用保証協会～ ..... 13
- ◆がんばる中小企業『なんでも相談ホットライン』開設について(中小企業総合事業団) ... 14
- ◆商工中金からのご案内 ..... 15

#### 中央会事業だより

- ◆石川県中小企業活力強化集会開催される ..... 16
- ◆事務局協議会先進地視察研修開催される ..... 17
- ◆事務局協議会 退職金制度の研究会開催される ..... 17
- ◆これからの退職金・企業年金制度構築のために ..... 18

#### 中央会からのお知らせ

- ◆平成16年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・  
採用活動に係る取り扱い等について ..... 23
- ◆組合青年部県大会の開催日程について ..... 24
- ◆2003年度まちづくり条例実践セミナー(まちづくり条例研究センター) ..... 24
- ◆個別専門相談室開催のご案内 ..... 25
- ◆決算関係書類等の提出について ..... 25
- ◆中央会共済特集! ..... 26
- ◆県内の情報連絡員報告(11月) ..... 27
- ◆年賀誌上交換 ..... 33



## ～連携組織強化への 積極的支援～

石川県中小企業団体中央会

会長 五嶋 耕太郎

年頭に当たり新年のご挨拶と新春のお慶びを申し上げますとともに、旧年中に賜りましたご厚誼に対し、一同に代わりまして心から感謝申し上げます。

さて、わが国経済の現状を見ますに、設備投資の持ち直しや企業収益の改善等、マクロ的なデータによれば上向きの基調にあり、また、米国経済の回復傾向と併せて、総じて明るさが増しており景気は持ち直しの動きがあるという風に言われております。

しかし、内需の動きは鈍く、雇用、所得環境等は依然として厳しく、デフレ傾向が続く中で停滞感を払拭しきれず、又、景気回復の兆しなど全く体感できない状況下にあり、政府判断と中小企業の現状認識とは大きな乖離が見られます。

景気回復を確実なものにするためには、わが国経済の大宗を占める中小企業の活力強化が急務であり、いわんや地方経済の牽引役である中小零細企業の活性化が不可欠であるということはいふまでもありません。

しかし、地域経済の担い手として、雇用創出の担い手として大きな役割を果たしてきた中小企業は、消費の低迷、公共事業の減少、長期にわたるデフレ不況などにより先行きが見えない極めて厳しい状況下に置かれており、自助努力の限界を超えた非常に厳しい経営を余儀なくされ、まさに危機的状況に追い込まれております。

このような状況の下で、痛みに苦しみ、自信を失いかげ、将来に強い不安を抱いている中小企業が、わが国経済のダイナミズムの源泉として、復活を目指して頑張れるよう、雇用面や金融面でのセーフティネット機能の強化は勿論のこと、デフレ経済からの脱却を最優先とした、あらゆる政策を集中し、内需を喚起し、新規雇用を増やす対策等の早急な実施が強く求められております。

市場原理重視の中、中小企業を取り巻く競争環境が一段と厳しさを増す中で、中小企業が個々で山積する課題に取り組むことは容易ではなく、協同化の精神を組合に結集することにより、経営資源を相互に補完し、自己の経営革新を図ることが極めて有効であり、以

前にも増して組合等、中小企業連携組織の果たすべき役割は重要であると認識しております。

本会といたしましては、経営革新を目指し、コストの削減に努め、雇用を守るため日夜懸命に努力を続けている中小企業の安定的な成長のため、裾野の広い創業・新規開業等、新たな事業分野を創造する中小企業の支援に重点的に取り組むと共に、組合をはじめとする多様な連携組織がこのような構造変革に円滑に対応し、経営の維持発展が図られるよう積極的に支援し、今後の方向性を提示するとともに、その対応について明らかにし、具体化に向け、中央会がこれまでに蓄積してきた中小企業連携組織というネットワークを最大限に活用し、時代を先取りできる組合並びに連携組織の育成、支援に全エネルギーを注入、直面する問題解決に全力を傾注していく所存であります。

会員諸賢には旧年にも倍したご支援、ご協力をお願い申し上げますと共に、新しい年が幸多かりしことをご祈念申し上げ、年頭の挨拶に代えさせていただきます。



## 豊かな暮らしを支える産業社会 づくりを目指して

石川県知事

谷本 正憲

明けましておめでとうございます。

希望に満ちた輝かしい新春を、ご健勝でお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

昨春から、新県庁舎での業務が始まり、これまで以上に県民の皆様方の負託に応えるべく、努力を重ねてまいりました。皆様方には、県政の推進につきまして深いご理解と絶大なご協力を賜りましたことに、本誌面をお借りして厚くお礼申し上げます。特に、上海・小松定期便開設に向けたチャーター便利利用に、ご理解、ご協力を賜りましたことに、感謝申し上げます。さらに実績を重ねるため、本年3月から7月にかけて、本格的なチャーター便運行を再開することとなり、35便が運行する予定でありますので、皆様方のさらなるご支援・ご協力をお願い申し上げます。

さて、最近の我が国経済は、失業率が高水準で推移しているものの、個人消費は横這いながらも底固さがみられ、生産も持ち直しており、企業の設備投資が増加し、収益も改善が続いているなど、景気は持ち直しております。本県経済においては、個人消費が低調に推移し、雇用面でも有効求人倍率が依然低水準にあり、全体として厳しい状況が続いておりますが、生産面では、業種による跛行性はあるものの、IT関連分野を中心に全体として堅調に推移しております。

こうした中、国におきましては、日本経済の再生と発展を実現するため、「改革なくして成長なし」、「官から民へ」、「国から地方へ」との方針に従い、規制、金融、税制及び歳出の各分野にわたる構造改革を推進しているところであります。

県としても、中小企業・雇用対策を県政の最重要課題の一つとして位置付け、昨年4月から、中小企業再生に加え、事業転換支援までを行う「中小企業再生・事業転換支援プログラム」を創設し、意欲ある中小企業の再生と事業転換を図る企業に対して、相談から計画策定フォローアップまでを一貫して支援する体制を整え、部局を挙げて横断的に支援してまいりました。今後も、関係支援機関と力を合わせて支援することとしているほか、制度金融の充実に努めるなど中小企業者の金融円滑化にきめ細かな支援を行ってまいります。

また、依然として厳しい状況にある雇用情勢に対応して、中高年齢者職場実習を引き続き実施するとともに、再就職支援セミナーを拡充して実施したほか、特に実務経験が重要な職種については、3か月の中期職場実習を新たに行うなど、離職者対策の充実に図ってまいりました。一方、若年者の就業支援対策については、昨年5月に、広坂庁舎に「若者しごと情報館」を整備し、中学・高校生に対する職業意識の形成支援や若年者に対する就職支援に取り組むとともに、11月には、同館に石川労働局の協力も得て「ヤングハローワーク金沢」を併設し、全国に先駆けて、概ね30歳未満の若年者に対する職業紹介を含む一貫した就業支援サービスを開始したところであります。その他、緊急雇用創出特別基金を活用した雇用創出事業を実施してまいりましたが、今後も、雇用の安定に向けて、各種施策を推進していくこととしております。

さて、本県経済の回復には、モノづくり産業の再生が必要不可欠であります。そのため、昨年2月には、企画提案型企業への転換を支援するため、設計・試作から生産・評価までの一連の研究開発を行う

ことができる「モノづくり支援センター」を、工業試験場内に整備をいたしました。モノづくり基盤の強化に向けて、県内中小企業の新製品・新技術開発の拠点となるよう、今後の運営に力を入れていくこととしております。

さらに、今後も成長が見込まれるIT産業の振興として、本県が全国に先駆けて取り組んでいるデジタルアーカイブ事業「石川新情報書府」を、博物館等の情報化を推進するNPOが米国で主催したデジタルアーカイブセミナーに参加し、本県の取り組みを紹介し、海外に情報発信したところであります。IT分野は、県内産業の先導役として、今後とも積極的に支援していきたいと考えております。

また、新産業創造に向けて、昨年5月に、いしかわサイエンスパークにおいて国の構造改革特区制度を活用して、ベンチャー企業へ低廉な価格で土地、建物を賃貸する制度を創設し、必要な基盤整備を行いました。今後とも、この制度を最大限に活用し、研究開発型企業等の集積に努め、新産業創造の拠点化を図ってまいりたいと考えております。

商店街の活性化につきましては、平成10年7月に施行されました中心市街地活性化法に基づき、これまでに6市5町で中心市街地活性化基本計画が策定され、このうち、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、津幡町の5市1町にTMO（タウンマネジメント機関）が設立されるなど、中心市街地活性化に向け、ハード・ソフト両面にわたり意欲的な取り組みが展開されております。県といたしましては、活性化モデル商店街支援事業をはじめ、各種の国庫制度や基金を活用し、積極的に支援していきたいと考えております。

伝統工芸産業は、文化面のみならず地域経済においても、本県を特色づける重要な産業であると認識しており、今後ともさらなる振興に向け、後継者の育成はもとより、需要喚起につながる新商品開発、情報発信や販路開拓等について、各産地と連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

観光の振興につきましては、NHK大河ドラマ「利家とまつ〜加賀百万石物語」により全国に浸透した「加賀百万石」のブランドイメージを活用した「加賀百万石誘客キャンペーン」を展開し、誘客促進、石川の風格ある歴史や重厚な文化の情報発信に努めるとともに、冬季観光誘客のため「石川の冬の魅力」を積極的に情報発信することとしております。その他、昨年7月に開港した能登空港を活用した旅行のPRやインターナショナルハイスクールの招へいツアーの実施など、観光誘客に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、海外からの誘客促進として、国のビジットジャパンキャンペーンの取り組みと歩調をあわせながら、韓国、台湾、中国など東アジア近隣諸国を中心として、海外に向けて本県の観光魅力を情報発信してまいります。

温泉地の活性化につきましては、主要温泉の入り込み客数が前年を下回るなど、厳しい状況にあり、団体客中心から個人客中心の最近の観光ニーズに積極的に対応していくことが必要となっております。このため、県内の主要温泉地では、温泉地まちづくり計画を策定し、その実現に向けてハード・ソフト両面の事業が展開されているところであります。県としては今後とも地元市町と連携しながら、地域が主体となった前向きな取り組みに対し積極的に支援してまいります。

このほか、ベンチャー企業の育成、経営革新への支援、企業誘致など各種施策を積極的に推進し、県民の皆様方の豊かな暮らしを支える産業社会づくりを目指し、最大限の努力を行う所存であります。

本県にとっては、産業振興策の初の中期指針である「石川県産業高度化10カ年戦略」策定から、既に8年が経過したところであります。この間、県内企業の海外進出、受注製品に係る国際競争の激化、不良債権処理の急激な進行など、10カ年戦略策定時の想定をはるかに越える速度で、経済情勢が大きく変化していることから、今後の本県産業の発展に向けた新たな指針となる「石川県産業革新戦略（仮称）」を策定することとし、その作業に着手したところであります。

我が国の経済状況は、ようやく明るい兆しが見え始め、地域経済の再生への期待が高まっておりますが、これを本格的な回復軌道に乗せていくためには、今がまさに正念場であります。この新しい年が皆様方にとりまして明るい展望の持てる年となるよう心からお祈り申し上げますとともに、県政に対する一層のご支援・ご協力をお願いいたしまして、新年のごあいさつといたします。



## 年頭にあたって

全国中小企業団体中央会

会長 石川 忠

明けましておめでとうございます。

平成十六年を迎えるにあたり、全国の中小企業の皆様並びに組合を中核とする中小企業団体の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

顧みますと、昨年は、後半になってようやく株価の回復基調が見られたものの、倒産件数は極めて高い水準で推移し、失業率も依然五%台半ばで高止まりを続け、完全失業者数も増加しました。加えて、長期にわたるデフレ不況、円高の進行などにより、先行きが見えない極めて厳しい状況のまま新年を迎えることとなりました。

今、もっとも必要なことは、将来に強い不安を抱いている国民、中小企業が、元気を出して頑張れるよう、デフレ経済からの脱却、景気回復を最優先とする政策に切り替えていただくことであります。

『経済の回復なくして国民・企業の幸せなし!』と強く叫ばざるを得ません。

さらに、自らの力で前向きな努力を続け、オンリーワン企業を目指す中小企業に対する支援施策はもちろんのこと、雇用を支え、地域経済を支えている圧倒的多数の中小企業が活力を持って、将来の希望を持って頑張りたいと思えるような政策展開が何よりも不可欠であります。

本年こそ、経営革新を目指し、コストの削減に努め、従業員の雇用を守るため日夜懸命の努力を続けてきている中小企業にとって、希望の光が燦々と輝く年としたいものであります。

全国中央会は、「行動する中央会」「提案する中央会」をモットーに、中小企業組合運動の中核的組織体として、都道府県中央会並びに全国五万余の組合を中核とする中小企業団体と一層連携を深め、皆様方のご期待に応えるため、その先頭に立って全力を傾注して参る所存であります。

中小企業並びに組合を中核とする中小企業団体の皆様におかれましては、団結を第一に、傘下中小企業の発展のために、共に力強く邁進いただきますようお願いいたし、本年が皆様にとって明るい年となりますよう心からご祈念申し上げます。

平成十六年 元旦



## 年頭所感

商工組合中央金庫金沢支店

支店長 福田 康雄

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、つつがなく新年をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、イラク戦争やSARSの流行を受けて、景気の停滞感が強まりましたが、年後半にはこれらの問題も終息に向かい世界景気も回復の動きを見せ始めました。

国内経済におきましても、中国等アジア向けの輸出増加、デジタル家電の堅調推移により、設備投資に持ち直しの動きがみられ、生産にもその兆しが見え始めてきました。しかし消費支出の前年割れが続くなど消費部門は低迷しており、完全失業率も5%台で推移するなど雇用環境も厳しい状況が続いています。

中小企業を取り巻く状況ですが、当金庫で実施しております「中小企業月次景況観測」の指数動向においても依然デフレ傾向が続いており、販売価格の低下から売上・利益が低迷する厳しい状況が続いています。

一方「中小企業設備動向調査」の設備投資の目的をみると「維持・補修」「設備の代替」が大きく減少する一方で「増産・販売力増強」「情報化関連」「省エネ・公害防止」「新規事業への進出」等が増加しております。これまでの事業維持を目的とした投資から事業の拡大や競争力強化を目的とした積極的投資へと変化が見られ、閉塞状況を打破していく動きも見え始めています。

日本経済の景気回復が軌道に乗るには地方経済を支える中小企業の活性化が重要であります。私ども商工中金といたしましても政府系中小企業専門金融機関として、中小企業の皆様方が挑戦する創業・経営革新・事業再生を様々な金融手法でご支援いたすべく、制度融資の創設等全力をあげて取り組んでおります。また総合金融機関として皆様の資金調達多様化を図るべく、私募債の取り扱いや、各種債権の証券化・流動化など新たな金融手法についても、積極的に取り組んでいるところでございます。

取り巻く経済環境は依然厳しい状況にありますが、今後とも中央会ははじめ中小企業関連団体、地域金融機関との密なる連携を図りつつ、政策性・独自性のある金融サービスの提供に努力していくとともに、中小企業の皆様の幅広いニーズにお応えし、パートナーとして中小企業の活力強化に向けて全力で取り組んでいく所存でございます。

最後に会員皆様のご健勝と、ご活躍を心からお祈り申し上げますとともに、本年もよろしくご支援を賜りますようお願いいたしまして新年のご挨拶といたします。

# 改正労働基準法のあらまし

本年1月1日より、

1. 労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性の拡大
  2. 働き方に応じた適正な労働条件が確保され、紛争解決にも資することを目的として、労働契約や労働時間など働き方に係るルールを整備することを内容とした改正労働基準法が施行されました。
- 今回は、そのあらましをご紹介します。

## I. 有期労働契約に関する改正

### 1. 契約期間の上限の延長（第14条第1項）

- (1) 有期労働契約（期間の定めのある労働契約）について、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、原則として契約期間の上限を3年（現在は1年）とすることになりました。（↓※1）
- (2) ただし、次の場合には、契約期間の上限を5年とすることになりました。
  - ① 専門的な知識、技術又は経験（以下「専門的知識等」と言います。）であって、高度のものとして厚生労働大臣が定める基準（↓※2）に該当するものを有する者が、そのような専門的知識等を必要とする業務に就く場合
  - ② 満60歳以上の者が労働契約を締結する場合

#### ※1 有期労働契約についての暫定措置

有期労働契約（一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が1年を超えるものに限りません。）を締結した労働者（上記（2）1.又は2.に該当する労働者は除きます。）は、労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができることになりました。

[この措置は、政府が、この法律の施行後3年を経過した後に、その施行の状況を勘案しつつ検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるまでの間の暫定措置です。]

※2 厚生労働大臣が定める基準は、今後、改正法の施行までに、告示で定めます。

### 2. 有期労働契約の締結及び更新・雇止めに関する基準（第14条第2項、第3項）

厚生労働大臣は、有期労働契約の締結時や期間の満了時におけるトラブルを防止するため、使用者が講ずるべき措置について、「有期労働契約の締結及び更新・雇止めに関する基準」（↓※）を定めることになりました。

また、労働基準監督署長は、この基準に関して、使用者に対して必要な助言や指導を行うことができることになりました。



※「有期労働契約の締結及び更新・雇止めに関する基準」は、雇止めに係る事前通知に関する  
ことなど、今後、改正法の施行までに、告示で定めます。

## Ⅱ. 解雇に関する改正

### 1. 解雇（第18条の2）

近年、解雇をめぐるトラブルが増大しており、その防止・解決には、解雇に関する基本的な  
ルールを明確にすることが必要となっています。そこで、最高裁の判決で確立しているものの、  
これまで労使当事者間に十分に周知されていなかった「解雇権濫用法理」（↓※）が法律に明  
記されました。

すなわち、第18条の2として、

「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、そ  
の権利を濫用したものとして、無効とする。」

との規定が新設されました。

※「解雇権濫用法理」とは、昭和50年の最高裁判決において示されたものです。この判決で  
は「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是  
認することができない場合には、権利の濫用として無効になる。」と判示されています。

### 2. 解雇理由の明示（第22条第2項）

解雇をめぐるトラブルを未然に防止し、その迅速な解決を図るために、これまでの退職時証  
明に加えて、労働者は、解雇の予告をされた日から退職の日までの間においても、解雇の理由  
についての証明書を請求できることになりました。

ただし、使用者は、解雇の予告がされた日以後に労働者がその解雇以外の事由によって退職  
した場合は、この証明書を交付する義務はありません。

### 3. 就業規則への「解雇の事由」の記載（第89条第3号）

労使当事者間において、解雇についての事前の予測可能性を高めるため、就業規則に、「退  
職に関する事項」として「解雇の事由」を記載することが必要になりました。

注) 既に作成している就業規則に、「退職に関する事項」として「解雇の事由」を記載してい  
ない場合には、「解雇の事由」を記載した上で、改めて、労働基準監督署へ届け出なければ  
なりません。

## Ⅲ. 裁量労働制に関する改正

裁量労働制とは

労働者を対象とする業務に就かせ、労働者に時間配分や仕事の仕方をゆだねた場合、労使で

あらかじめ定めた時間働いたものとみなす制度（みなし労働時間制）です。

裁量労働制には、次の2種類があります。

- (1) 専門業務型裁量労働制・・・デザイナー、システムエンジニア等、専門的な業務に就く者が対象。
- (2) 企画業務型裁量労働制・・・事業運営の企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者が対象。

#### 1. 専門業務型裁量労働制（第38条の3）

専門業務型裁量労働制を導入する場合には、労使協定で定めるところにより使用者が次の措置を講ずることを、労使協定で定めなければならないことになりました。

- (1) 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた労働者の健康・福祉を確保するための措置
- (2) 苦情の処理に関する措置

注) 既に専門業務型裁量労働制を導入している事業場においては、上記事項について労使協定で定めた上で、改めて、労働基準監督署に届け出なければなりません。

#### 2. 企画業務型裁量労働制（第38条の4）

企画業務型裁量労働制については、導入・運用の要件・手続きが以下のように改正されました。

- (1) 企画業務型裁量労働制の対象事業場について、本社等に限定しないことになりました。  
(↓※)
- (2) 労使委員会の決議について、委員の5分の4以上の多数によるものとするようになりました。
- (3) 労使委員会の労働者代表委員について、あらためて事業場の労働者の信任を得ることとする要件を廃止することになりました。
- (4) 労使委員会の設置届を廃止することになりました。
- (5) 使用者の行政官庁への定期報告事項は、対象労働者の労働時間の状況に応じた健康・福祉確保措置の実施状況に限ることになりました。

※対象事業場を本社等に限定しないことになったことに伴い、今後、改正法の施行までに、告示で対象業務等の明確化を図る予定です。



# 中小企業活性化支援のための「企業OB人材活用推進事業」について（経済産業省、中小企業庁）

## 1 趣 旨

中小企業が新分野進出等の経営革新に取り組む際に、優れた経営ノウハウや技術開発能力が必要となるが、中小企業においてはそれらが不足しているのが現状であり、外部からの人材の活用によりこれら不足している部分を補う事が適切な方法であると考えられる。

中小企業側の外部人材に対する具体的なニーズとして、「人材活用に関する意向調査」を実施したところ、約8割が「大企業OB等の専門分野の知識や技術は必要」と回答しており、OB人材の活用が求められているところである。具体的にOB人材を活用する場合に解決したい経営課題としては、技術研究・製品開発、販売・マーケティング、生産管理が上位を占めている。

一方、OB人材側としては、アンケート調査を実施したところ、知識、技術等を活かし、中小企業の活動に貢献したいという意思を持っている人材のうち、8割が週2～3日の活動の意思があるという結果となっている。

このような状況から、優れた経営ノウハウ、技術開発能力等の活用を求める中小企業とそれらの技能等を有する企業OB人材のマッチングを支援し、我が国産業の大宗を占める中小企業の活性化を図るため、企業OB人材活用推進事業を実施する。

### ◆ OB人材の活用のイメージ

中小企業がOB人材を活用することにより、以下のイメージのような支援を受けることが可能となる。

- (1) 自社の生産管理体制を改善し、コスト削減を実施したい中小製造業者に対し、生産管理部門の経験豊富な大手製造業のOB人材による、中間在庫の圧縮、固定経費の削減、作業工程の見直し等のアドバイスの実施により、生産管理体制の改善が行われ、早期にコスト削減が可能となる。
- (2) 新商品の開発能力はあるが、販売力が脆弱な中小製造業者に対し、販売・マーケティング部門での経験が豊富な大手商業系のOB人材による、販売戦略の策定・新規ユーザー開拓手法、デモンストレーション技術の助言、営業スキルの向上等のアドバイスの実施により、新規顧客開拓及び新市場進出が可能となる。

## 2 事業概要

### (1) 企業等 OB 人材マッチング地域協議会の取り組み

概ね各都道府県に1つずつ企業等 OB マッチング地域協議会を設置（平成 15 年度については、21 ヲ所）。

構成メンバーは、商工会、中央会等中小企業支援機関、県内有力企業、大学教授等学術経験者、都道府県等関係者など。

事務局は幹事商工会議所が担当。

具体的な事業内容は、OB 人材の発掘・収集、OB 人材データベースへの登録、企業と OB 人材のマッチング支援等。

### (2) 企業等 OB マッチング全国協議会の取り組み

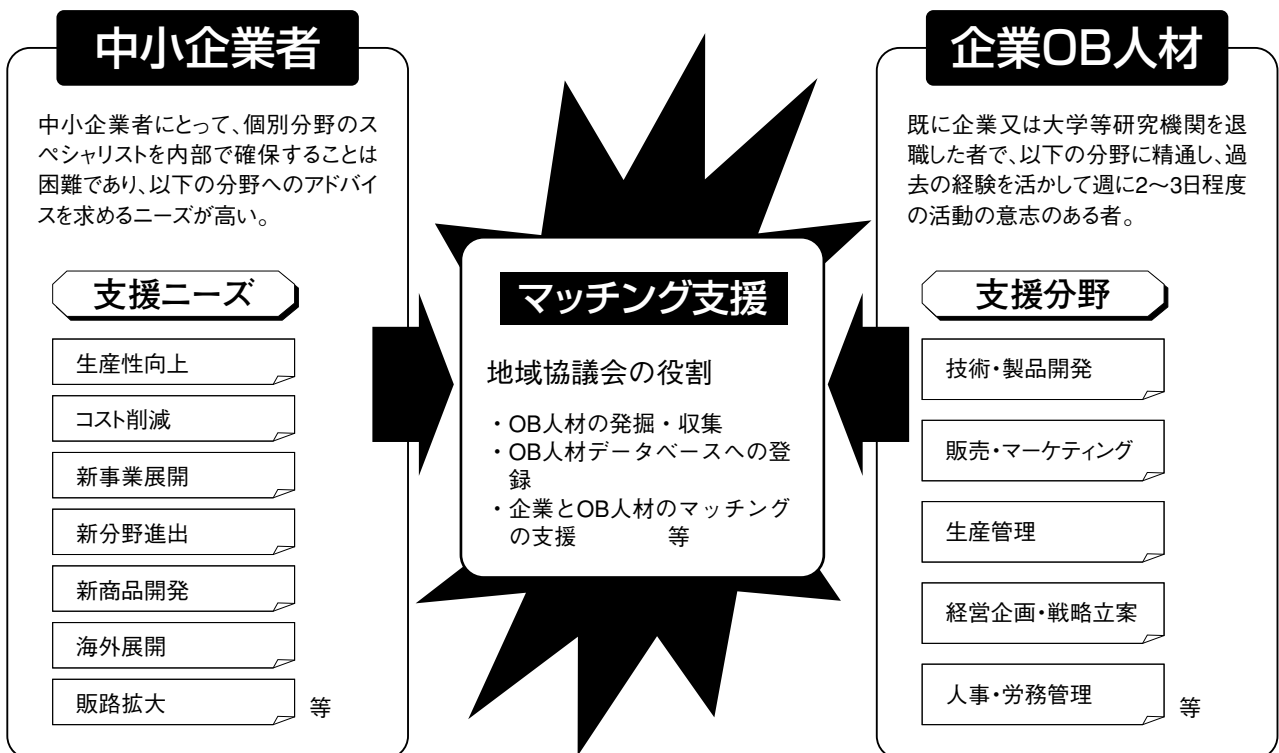
日本商工会議所を事務局として、企業等 OB 人材マッチング全国協議会を設置。

構成メンバーは全国商工会連合会、中小企業総合事業団等中小企業支援機関、大学教授など。

具体的な事業内容は、各地で登録された OB 人材の全国的な活用等、各地域協議会間の連携事業の支援、NPO 等民間組織が各地で実施するモデル事業への支援、事業の啓発・普及活動等。

(注) 企業 OB 人材とは、既に企業又は大学等研究機関を退職し、中小企業の新事業展開等に不可欠な専門分野に関する知識を有し、実務経験やマネジメント経験を持ち、ボランティア精神が旺盛で、協調性を有している専門家。専門分野については、以下の 10 分野とする。

①経営企画・戦略立案、②海外展開・国際化、③情報・IT 活用、④販売・マーケティング、⑤技術・製品開発、⑥生産管理、⑦物流管理、⑧経理・財務管理、⑨人事・労務管理、⑩法務・特許



# 保証制度（特別保証）の創設について

## ～石川県信用保証協会～

石川県信用保証協会では、11月1日より、下記のとおり保証制度を創設しましたので、その要綱についてお知らせします。

### 記

下請振興関連保証制度	
目的	下請事業者（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）（以下「法」という。）第2条第4項に規定する下請事業者をいう。）の有する親事業者（法第2条第2項に規定する親事業者をいい、特定下請組合等（法第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）の構成員であるものを含む。）に対する売掛債権を担保とした融資に対する保証を行うことにより、下請事業者が振興事業（法第5条第1項に規定する振興事業をいう。）を行うために必要な資金の融通について、円滑化・多様化を図るものである。
申込人資格要件	親事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者であって、主務大臣の承認に係る振興事業計画（法第5条第1項に規定する振興事業計画をいう。）に従って振興事業を実施する者を対象とする。
取扱金融機関	銀行、信用金庫等中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関とする。
保証限度額及び保証形式	(1) 保証限度額 1億円 (2) 保証割合 90%（割合保証） (3) 原則として根保証とする。ただし、一時的な資金需要に対応するため個別保証によることも差し支えない。
対象資金	下請事業者が主務大臣の承認に係る振興事業計画に従って振興事業を行うのに必要な資金とする。
保証期間	(1) 1年間とする（個別保証の場合は1年以内とする）。ただし、更新は妨げない。 (2) 根保証の場合、保証期間内に生じた貸付の返済期日が保証期間の終期後に到来することも差し支えない。この場合の返済期日は、保証期間の終期後4ヶ月以内に到来することを要する。
貸付形式	手形貸付とする。
貸付金利	金融機関所定利率とする。
信用保証料率	0.7%とする。
担保・保証人	(1) 担保：申込人が主務大臣の承認に係る振興事業計画に従って振興事業を実施する親事業者に対して有する売掛債権のみを譲渡担保として徴求する。（金融機関と信用保証協会の準共有とする。） (2) 保証人：法人代表者以外、保証人は徴求しない。 (3) 対抗要件具備方法：民法の「通知又は承諾」若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づく「登記」による。 (注) 信用保証協会の保証により保全されない金融機関の固有部分（10%部分）の保全については、各金融機関の判断によるものとする。
添付資料	信用保証協会所定の申込資料の他、下請振興関連保証制度の所定資料とする。

返済方法	返済引当とした売掛債権の支払期日に、一括して返済するものとする。ただし、複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とすることを認める。またこの場合、個々の売掛債権の支払期日が到来する都度、返済することができるものとする。
申込手続	信用保証委託申込書に「サポートファンド」と朱書し、資格要件回答書(写)、経営安定関連保証を利用する場合は市町村長の認定書(原本)及びその他必要書類を添付し申し込むものとする。
留意事項	本制度に係る保証の手続き等については、本制度要綱のほか、信用保証協会において別に定める下請振興関連保証制度事務取扱要領によるものとする。

詳しくは・・・

石川県信用保証協会 企画部企画課  
金沢市尾山町9番25号  
TEL (076) 222 - 1522

へお問い合わせ下さい。

## がんばる中小企業『なんでも相談ホットライン』 開設について (中小企業総合事業団)

### 1. ホットラインの概要

中小企業総合事業団では、全国8箇所（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）に設置された中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて、全国統一の電話番号による、どこからかけても最寄のセンターにつながる『なんでも相談ホットライン』を開設し、がんばる中小企業の相談に応じます。

ホットラインによる相談に対しては、センターの相談員等が即座に対応し、電話での対応が困難な案件については、センターの窓口相談・専門家派遣をはじめ、中小企業総合事業団のあらゆる支援ツールを駆使し適切な支援を行うとともに、必要であれば、他の適切な中小企業支援機関の紹介等を行います。

2. 電話番号 0570 - 009111  
3. オープン予定日 平成15年12月1日（月）  
4. 電話相談受付時間 平日午前9時～午後5時

### 【留意点】

- 通話料は発信者側の負担となります。
- 携帯電話（一部を除く）、自動車電話、PHS、列車公衆電話、船舶電話からはご利用になれません。

<上記内容に関するお問い合わせ先>

経済産業省中小企業庁経営支援課 高岡・松井  
TEL 03 - 3501 - 1511（代表）内線5331

# 商工中金からのご案内

独創的な技術・アイデアにより新規性の高い事業に取り組む中小企業の皆様へ

## ★起業挑戦支援無担保貸出制度

### ○対象となる方は…

新規性の認められる事業を行う次の全てを満たす中小企業者の方で、金融審査の上、債務超過でないと認められ、かつ当該事業計画につき円滑な遂行が見込まれる方。

- ①原則、創業1年以上7年以内であること。
- ②外部の専門家・学識経験者等で構成され、当金庫内に設置する「新事業審査委員会」から当該事業についての新規性を認定されること。（既に認定を受けている方も含みます。）
- ③事業化の見込みがあると認められること。

### ○対象となる資金は…

当金庫内に設置する「新事業審査委員会」が新規性を有するものと認定した事業を行うために必要となる設備資金、長期運転資金、短期運転資金

### ○貸付条件は…

- ・金額 … 3千万円以内
- ・期間 … 5年以内（うち据置6ヶ月以内）
- ・貸付形式 … 証書貸付、手形貸付及び手形割引
- ・利率 … 当金庫所定の利率
- ・取扱期限 … 平成16年3月31日

### ○担保は…

借入に際して、新たな担保提供は不要です。

（但し設備資金の場合、原則として、融資対象物件を提供いただきます。）

### ○保証人は…

原則として、代表者1名の保証が必要です。

### ○必要書類等は…

- ・決算書類、最近の試算表の他、当金庫所定の事業計画書等をご用意下さい。
- ・ご融資の際に所定の契約書、商業登記簿謄本、印鑑証明書等が必要となりますが、必要となる時点で担当がまとめてご依頼申し上げます。

### ○審査期間等は…

事業の新規性を認定する当金庫内「新事業審査委員会」は原則として月1回の開催となります。金融審査に要する期間もございますので、資金の必要時期等については、あらかじめ商工中金の各支店の窓口でご相談ください。

■ご利用手続き等につきましては、商工中金金沢支店までお願いいたします。

(TEL 076-221-6149)

# 石川県中小企業活力強化集会開催される

石川県中小企業活力強化集会が、11月27日（木）午後3時半よりホテル日航金沢において、約70名の出席者のもと開催されました。

集会は、五嶋耕太郎中央会会長挨拶の後、日本福祉大学経済学部助教授 中村智彦 氏を講師として迎え、「どこへ行く日本の中小企業～変わらねば生き残れない」をテーマに講演会が行われました。講師の中村氏は、大学において「地域経済論」及び「中小企業論」を専門に教鞭をとられており、また国際協力事業団をはじめ多くの機関の役職を歴任されているほか、毎週土曜日午後9時から放送されているNHK教育テレビ「21世紀ビジネス塾」に専門家として度々出演されるなど幅広く活躍されています。日本の景気は良くなっているのか。なぜ、私たちの実感と、数値から見た発表は食い違うのか。中小企業は、すべて中国へ行かないと生き残れないのか。地域に足をしっかり踏ん張り、着実な経営を行っている中小企業の事例を用い、今、何が起きているのか、他の経営者は何を考え、どう生き残ろうとしているのか等について講演がなされました。

講演に続き、中小企業者の声をより効果的な形で施策に反映させることを目的に活力強化集会が開催され、石川県中小企業青年中央会 松本雅之副会長より左記の事項について宣言がなされ、提案された宣言に対し、出席者は盛大な拍手をもって賛同し、集会は盛会裡に終了しました。

## 記

1. デフレからの早期脱却に向けた経済運営の実施
  - (1) デフレ克服のための公共投資の重点配分
  - (2) デフレ克服のための政策減税の実施
2. 抜本的な事業承継税制の確立
3. 中小企業関係税制の更なる拡充
  - (1) 留保金課税制度の廃止
  - (2) 欠損金繰越機関の延長と繰戻還付の適用
  - (3) 中小企業法人税率引き下げ及び適用所得金額の引き下げ
  - (4) 設備投資・研究開発促進のための税制措置の拡充等
  - (5) ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充
  - (6) 交際費の損金算入枠の拡大
4. 金融セーフティネットの整備・充実
5. 中小企業の再生支援
6. 地域の空洞化の克服
  - (1) 中心市街地空洞化克服のための街づくりの推進
  - (2) 地域産業振興策の拡充強化
  - (3) 刊行振興策の抜本的拡充
7. 実効性ある雇用対策の早期実現
8. 中小企業における企業年金制度の普及促進
9. 高速道路等別納制度の新制度創設に当っては、協同組合が主契約事業者となる制度の実現



講演会のようす



松本青年中央会副会長による宣言



## 事務局協議会先進地視察研修開催される

組合運営の活性化並びに組合事務局専従役職員の資質の向上を図ることを目的に、石川県中小企業団体事務局協議会の先進地視察研修が12月9～10日に開催され、約20人が参加しました。視察先として、現在、平成17年春の完成を目指して着々と工事が進む金沢駅東口、そして平成14年に本社を小松市に移し、昨年10月より「いすゞバス製造」(栃木県河内町)と事業統合した日野車体工業株式会社小松工場を訪れました。また、宿泊先である山中温泉「お花見久兵衛」において、山中温泉おかみさん会の吉本加代子さんから日頃の従業員教育や接客等の体験談について講話をいただきました。

参加者からは、全く違う業態ですが、それぞれの未来に向けて変貌を遂げつつある2ヶ所を視察し、色々な面で刺激を受けていたようでした。



金沢駅東口視察①



金沢駅東口視察②



日野車体工業視察



吉本さんの講話

## 事務局協議会 退職金制度の研究会開催される

11月12日(水)午後1時30分～、事務局協議会退職金制度の研究会が地場産業振興センターにおいて113人の参加者を集め、開催されました。講師に有限会社北陸賃金研究センター 坪内周一氏を迎え、「これからの退職金制度について～急がれる退職金制度の見直し～」についてというテーマで講演をいただきました。

近年の年功的退職金からポイント制、確定拠出型企業年金制度の創設といった新たな動きの中で大きな転換期を迎えており、これからの退職金制度の方向について、大変有意義な研究会となりました。



# これからの退職金・企業年金制度構築のために

貴社の退職金・企業年金制度について次のような重要事項を十分ご認識されていますか？

## 1. 退職金準備に退職給与引当金制度(損金算入)をご利用されてきた企業の場合:

- 退職給与引当金制度は平成14年度から廃止されました。既に積み立てた引当金は10年間で取り崩す必要があります(大企業は4年間での取り崩しが必要です)。
- 引き続き損金算入措置を受けながら退職給付資金を準備するには、企業年金制度を利用する必要があります。

## 2. 退職金準備に適格退職年金制度をご利用されてきた企業の場合:

- 大幅に企業年金制度が改正され、適格退職年金は廃止の方向で整理されることになりました。具体的にはこれから10年以内(平成24年3月末まで)に他の企業年金制度へ移行するか、または廃止しなければなりません。
- 適格退職年金の移行先には、①確定給付企業年金(規約型企業年金・基金型企業年金)、②確定拠出年金、③中小企業退職金共済(中退共)などがあります。
- なお、既存の適格退職年金を単に廃止する場合、積み立て年金資産は全額が従業員に分配されることとなります。また、その際は従業員分配分に所得税が課税されます。

## 3. 適格退職年金の積み立て資産は十分か、チェックされていますか?

- 一般に適格退職年金では積み立て不足(過去勤務債務)が発生しており、中にはその不足が大きな水準にまで達していることが少なくありません。
- 適格退職年金では、本来必要な保険料・掛け金の引き上げが実施されないために、財政状態が年々深刻になっていることに気付かない場合があります。
- したがって、実際に退職金を支払う段階になって、積み立て資産が不足する事態が突然やってくる場合があります。
- また、定期的に支払っている保険料・掛け金のうち大半が積み立て不足の解消に当てられているケースもありますので、きちんとしたチェックを行い管理することが重要です。

## 4. 企業会計上の退職金や企業年金の不足水準を把握されていますか?

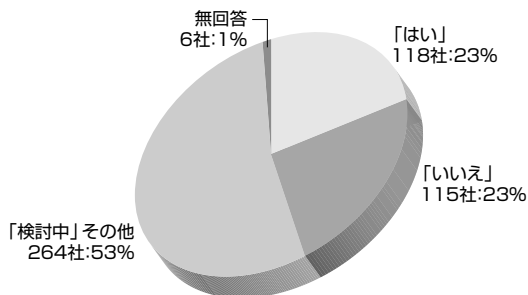
- 大企業では、退職金や企業年金の財政状態を会計上に反映させる「退職給付会計基準」が平成12年度から導入されています。
- 中小企業においては、大企業と同じような厳密な基準適用がありません。実態が把握されていないために、突然退職金の支払いによる資金が必要になったり、会計上の利益水準等に大きな影響が及ぶことがあります。
- 少なくとも退職金の要支給額100%水準を把握し、それと外部に積み立てられている年金資産水準との差額は現時点で引当てが必要な企業の債務であると考えることが重要です。

## 適格退職年金制度の廃止に伴う中小企業の対応（現状）

中小企業庁では、中小企業の退職金・企業年金に関する調査を実施しています。

- 平成14年夏のアンケート調査によれば、適年実施の回答社925社のうち82.5%の企業で「適格退職年金は10年以内に他制度移行するか、または廃止を選択しなければならない」事実を知っていると回答しています。
- 一方、実際他制度への移行予定については、半数以上が「検討中」と回答しており、いまだ具体的な対応は決めかねている状況が窺われます（下左図参照）。
- また、移行先として相応しい制度を問う質問については、①「中小企業退職金共済（中退共）」、②「確定拠出年金（企業型）」、③「確定給付企業年金（規約型）」をあげる企業が目立っています（下右表参照）。

今後、適年を他制度に移行する予定ですか？



適年の移行先として相応しい制度は？

	回答数	割合
1. 確定給付企業年金（規約型）	112	22.3%
2. 確定給付企業年金（基金型）	38	7.6%
3. 確定拠出年金（企業型）	121	24.1%
4. 確定拠出年金（個人型）	49	9.7%
5. 中小企業退職金共済制度	127	25.2%
6. 特定退職金共済制度	8	1.6%
7. 厚生年金基金	22	4.4%
8. 企業年金は実施せず（資産は分配）	31	6.2%
9. 「よく分からない」その他	198	39.4%

出典：中小企業庁実施「平成14年度 企業年金・退職金に関する認知度調査（アンケート）」中間集計結果より

- なお、法制度上は10年以内に対応策を決定・実施すればよいことになっていますが、時間の経過と共に適格退職年金の財政状態が一層悪化し、企業の最終的な負担が拡大するおそれがありますので十分な注意が必要です。

### 適格退職年金を導入している中小企業へのインパクト

- 1) 今後10年で（平成24年3月31日までに）現在の適格退職年金は実質的に廃止になります。  
※既に、新規に適格退職年金を採用することはできなくなっています。
- 2) 現在、数万社程度の中小企業が適年を導入していますが、今後10年間で①積立不足を解消しつつ他の企業年金制度へ移行、②制度の廃止、又は③制度を廃止した上での個人型確定拠出年金の導入、といった選択を迫られることとなります。
- 3) 移行先の企業年金制度としては、①確定給付企業年金（規約型年金）、②確定拠出年金（企業型年金）、③中小企業退職金共済（中退共）の3つが実質的なものとしてあげられます。
- 4) 最終的な選択はどうかによらず積立不足の解消、労使合意の形成等が必要です。経過期間が今後10年間あるとは言え、適格退職年金を導入している中小企業は、早い段階から自社の年金制度改革に取り組みねば手遅れとなる恐れがあります。特に、時間が経過すればするほど、積み立て不足という傷口は拡大するおそれがありますので、先送りは基本的に好ましくないことに十分注意する必要があります。
- 5) なお、今後10年の経過期間終了後も既存の契約（適年契約）を継続することは可能ですが、保険料・掛け金支払いの損金算入はできなくなります。

## 中小企業の退職金・年金問題への対応

### 対応に当たって中小企業に求められる基本的視点

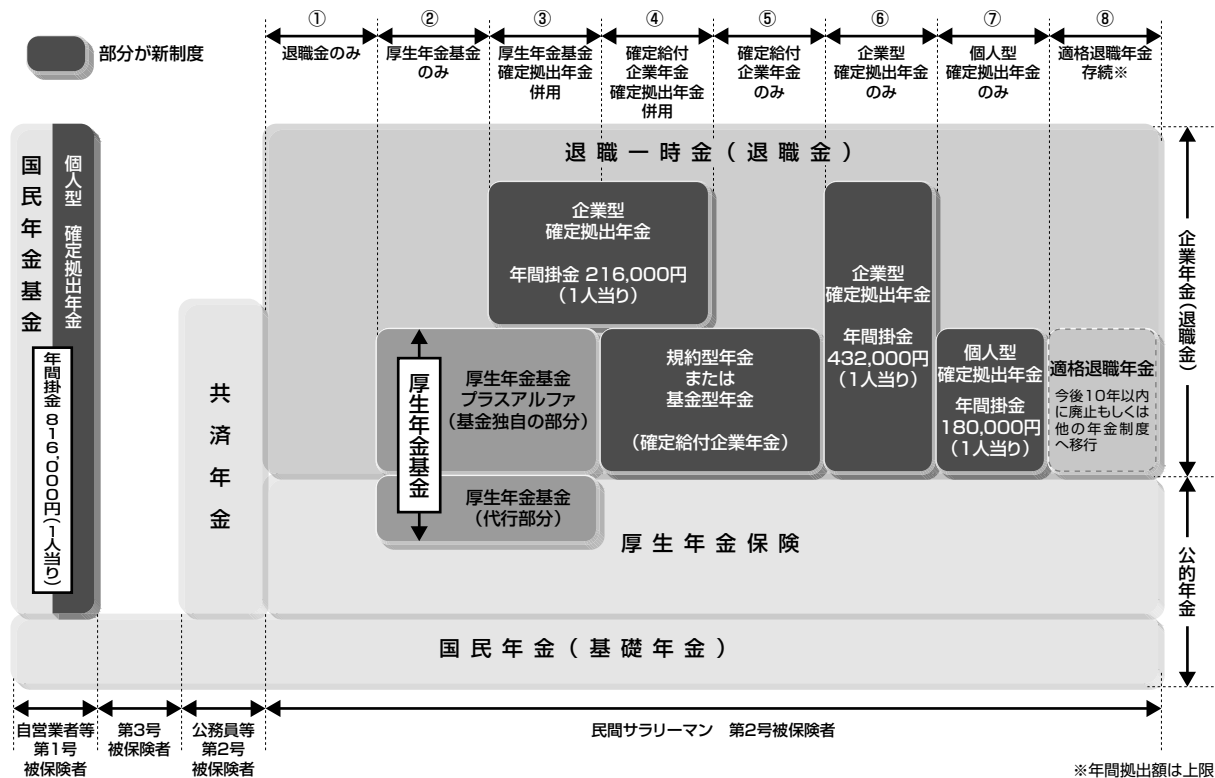
- 1 グローバル化、メガ・コンペティションの時代を迎え、中小企業にとって競争力の源泉となるユニークな技術・サービスを生み出す「人材の確保」が不可欠の経営課題
- 2 退職金・年金の問題は、企業財務の健全化といった観点のみならず、魅力ある人事制度の構築といった観点からも中小企業経営の根幹に関わる重要問題
- 3 企業にとって選択肢の増えた新企業年金制度の内容を十分に理解し、各々の企業が最適な制度の導入を図ることが必要

下図の①～⑧など多くの選択が可能となります。  
十分に自社の事情を考慮して、最適な組み合わせを選ぶべきでしょう。

## 新しい企業年金制度

※但し適格退職年金制度は10年以内に他制度へ移行するか廃止しなければなりません。

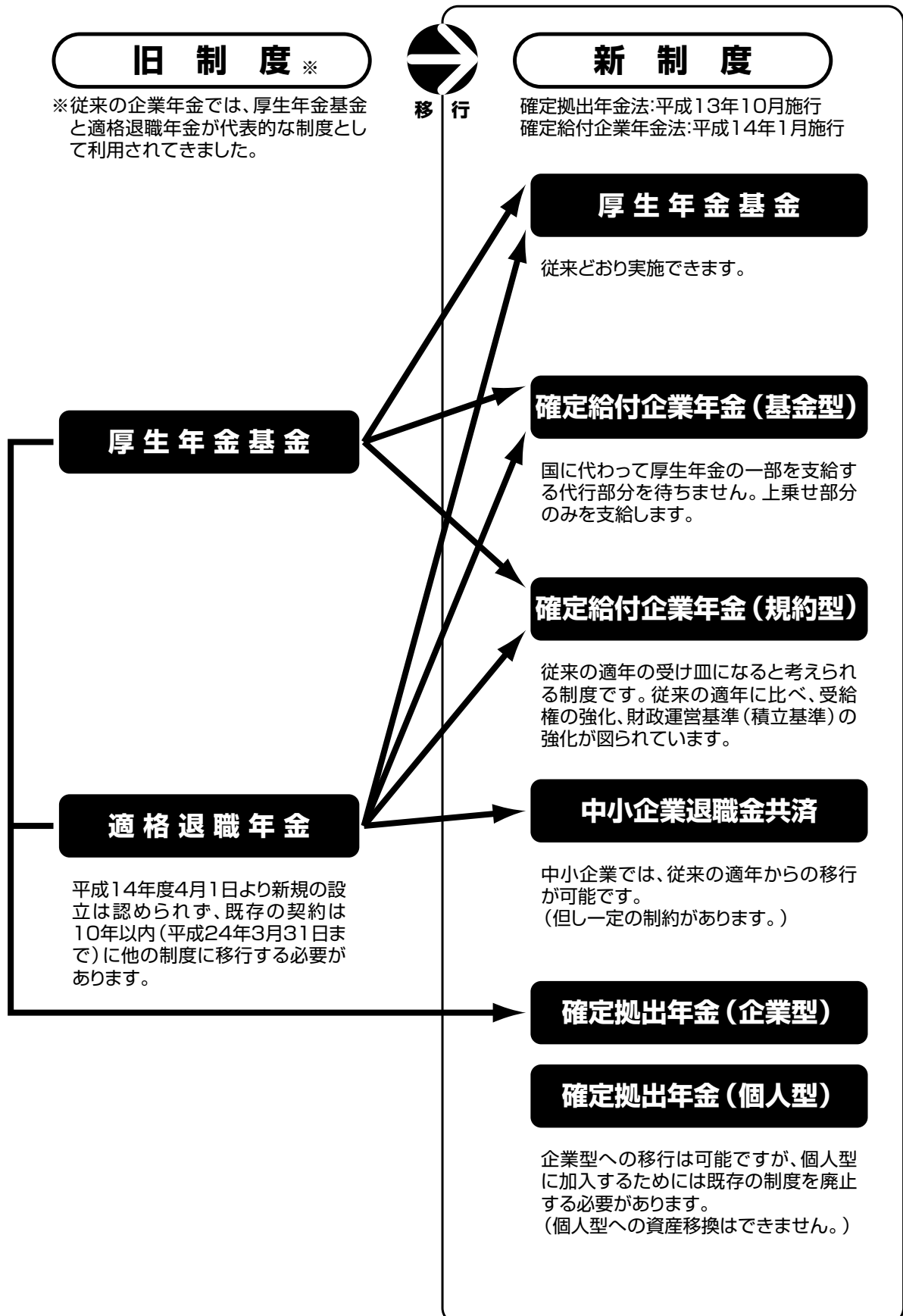
最近、新たに新型の確定給付企業年金制度(平成14年4月)と確定拠出年金制度(平成13年10月)が導入されています。



## 企業年金制度はこう変わります

日本の企業年金のほとんどは退職金を変形したものです。つまり企業年金の問題は退職金の問題と密接に関係しています。

平成14年度以降



## 確定給付年金と確定拠出年金の主な得失

		確定給付年金 *1	確定拠出年金
メリット	企業側	<p>年功序列・終身雇用制を前提とした生活保障制度に合致しやすい 運用利回りがよい場合、拠出負担の軽減を図ることが可能 積立資産の課税繰延べの優遇税制を受けることができる</p>	<p>資産運用リスクを直接負わない 将来の掛け金負担を予測するのが容易 企業会計上の債務認識が必要ない 年金数理計算が不要で分かりやすい 従業員に退職給付制度を実感させやすい ポータビリティがあるため人材の中途採用が容易になる</p>
	従業員側	<p>将来の受給額が確定しており老後の生活設計をたてやすい 資産運用など煩わしい管理が必要ない(すべて会社が面倒を見てくれる) 万が一会社が倒産した場合でも、積立財産は保全される(積立不足分については受給できない可能性あり)</p>	<p>各従業員の個人勘定で積立資産が管理されているので、内容把握が容易 ポータビリティがある(転職・独立をしても積立資産を持ち運びできる) 積立資産の課税繰延べの優遇税制を受けることができる 万が一会社が倒産しても、積立資産が保全される運用指図を自ら行うことができる</p>
デメリット	企業側	<p>資産運用リスクを負わなければならない(追加的な掛け金負担リスクがある) 積立不足の場合、会計上の債務認識が必要 数理計算が複雑で内容がわかりにくい面がある 将来的な資金・財務負担の水準が把握し難い</p>	<p>決まった掛け金拠出(現金)が必要になる 最終的な運用責任は従業員が負うものの従業員に対する投資教育や情報提供などの義務が生じる※ 従業員個人勘定毎の積立資産管理、拠出限度管理等のコスト負担が生じる※ ※但し、こうした種類のサービスは外部の運営管理機関(金融機関等)が実施してくれるのが通常です。 運用利回りがよくても、拠出負担の軽減を図ることはできない</p>
	従業員側	<p>年金の受給権を得るまでに長期間の勤続が必要になることが多い(脱退一時金は除く) 転職の際、ポータビリティがないために一時金で分配を受けると所得税が課税されてしまう 通常、中途退職する場合に給付水準が不利になることが多い (積立不足がある場合)万が一会社が倒産した時に、約束された給付を全額受給できるわけではない</p>	<p>積立資産の最終的な運用責任を負わねばならない 適切な投資判断と運用を行うために、従業員自身が投資について、よく勉強する必要がある 受給額が確定しないため、老後の生活設計を立て難い面がある</p>

\*1 確定給付企業年金(規約型・基金型)を含みます。

■退職金・年金問題に関する情報は…

商工会議所年金教育センター

<http://www.cci-nenkin.jp/>

# 平成16年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動に係る取り扱い等について

このほど、厚生労働省より平成16年度の標記卒業予定者の就職・採用活動に係る取り扱い等についての周知方依頼がありました。

平成16年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動につきましては、企業側が「2004年度・新規学卒者の採用選考に関する企業の倫理憲章」（以下「倫理憲章」という。）、大学等側が「平成16年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）をそれぞれ定め、これらを双方が尊重することで合意したところです。

これを受けて、厚生労働省として、この倫理憲章及び申合せの周知を図るとともに、大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定の取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記1及び2のとおり取り扱うこととなりましたので、ご配慮をお願いします。

## 1. 公共職業安定機関における取扱い

倫理憲章及び申合せ内容を踏まえ、平成16年度の公共職業安定機関における取扱いは次のとおりとする。

### (1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成16年度大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成16年4月1日以降に展示・公開する。

なお、平成16年4月1日前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

### (2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人情報、ガイドブックの発行は、平成16年4月1日以降とする。

### (3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

求人の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等にも配慮しつつ、求人状況等地域の実情に応じて開催する。

### (4) 専修学校等の取扱いについて

倫理憲章及び申合せは、平成16年度専修学校卒業予定者、公共職業能力開発施設等長期間訓練課程終了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

## 2. 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

①倫理憲章及び申合せ並びに公共職業安定機関の取扱い日程の周知を図ること

②高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

③男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと

④学生の自由な就職活動を妨げないようにすること

⑤募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないように、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと

⑥未就職卒業生にも、新規学卒者と同様の応募機会を確保すること

## 組合青年部県大会の開催日程について

組合青年部及び青年部未設置組合の青年経営者並びに後継者が一同に会し、相互啓発と青年部活動の啓蒙普及を目的とする平成15年度組合青年部県大会を下記日程により開催する予定となりました。

多数のご参加をお待ちしております!!

記

◆開催日時：平成16年2月21日（土）午後5時頃～

◆開催場所：ホテル日航金沢

◆開催内容：県大会、講演会、交流懇親会 等々

※なお、上記は予定です。詳細につきましては決定次第、ご案内します。

## 2003年度 まちづくり条例実践セミナー （まちづくり条例研究センター） ～まちづくり条例によるまちなか再生を考える～

まちづくり条例研究センターでは、「まちづくり条例により、まちなか再生をどう図るか」、また「まちづくり条例によって商業機能の適正な配置誘導を行なうことができるか」という方々のご要望に応じて、まちづくり条例実践セミナーを開催します。

セミナーでは、京都市、金沢市、杉並区、三鷹市などで集客施設を対象として条例を制定している事例を参考にして、まちづくり条例の作り方について実践的にワークする新しい企画も考えています。

多くの自治体や商工団体の関係者、議員や市民、商業者の参加を期待します。

日 時	2004年1月29日（木）13時～、30日（金）9時～12時
場 所	中野サンプラザ会議室・研修室（JR中野駅北口徒歩1分）
参加費	15,000円（交流会は別途5,000円） なお、宿泊は各自ご予約下さい。
主な内容	①集客施設の立地動向と地域社会との対応、商店街の役割 ②集客施設の適正配置とまちづくり条例の役割 ③ワークショップ（新企画）「我が町のまちづくり条例を作ろう」
募集人数	70名（定員に達した場合はお断りする場合があります）

※詳細はまちづくり条例研究センターにお問い合わせ下さい。

【まちづくり条例研究センター】

住 所：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-25 神保町会館5階

電話番号：03-5283-2101

F A X：03-5283-2105

U R L：http://www.machiken.gr.jp/



## 個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

＝日 程＝

TEL 076-267-7711 担当 組織振興課・元木まで

開催日	時間	内容	専門相談員
1月16日(金)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井 昭 衛
2月12日(木)	13:00～15:00	法律相談	弁護士 久保 雅 史
3月24日(水)	15:00～17:00 (2月及び3月)	登記相談	司法書士 久保 均

＝場 所＝

金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター本館3階  
石川県中小企業団体中央会 会議室

## 決算関係書類等の提出について

組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に決算関係書類を所管行政庁に提出することが法律上義務付けられています。

3年連続して提出を怠りますと、休眠組合と見なされ解散整理の対象となりますので必ず決算関係書類を提出するようにして下さい。

役員変更届は、役員に変更があった場合、全員再任された場合に関わらず改選期ごとに提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、中央会宛に2部（行政庁用1部、本会控え用1部）ご提出いただければ、本会経由で行政庁へ提出いたします。

また、定款変更を考えられている場合は、総会等で決議する前に一度中央会までご相談下さい。

※石川県では、昭和56年休眠組合の一括整理実施後、3年毎に組合法第106条第2項の規程に基づく恒久的措置（1年以上継続して事業を行っていない組合に対して命令を出し、職権により法人登記を抹消する）を実施しています。

中央会共済特集！～中央会共済30周年記念キャンペーン実施中～

中小企業の福利厚生制度の充実を目的とした中央会共済も今年で30周年を迎えました。今回は皆さんの身近な話題の中から、中央会共済の活用方法をお届け致します。



退職金の税金

《定年・中途退職金を受取った場合》

退職金は所得税法上「退職所得」に区分されます。退職所得の金額は、退職所得の収入金額から勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額です。また、退職所得は他の所得と合算されず、分離して課税されます。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

\* 退職所得控除額

勤続年数が20年以下の場合 勤続年数×40万円（最低80万円）  
 勤続年数が20年を超える場合 （勤続年数-20年）×70万円+800万円

計算例 勤続年数30年、退職金3,000万円の場合

$$\text{退職所得の金額} = [3,000\text{万円} - \{(30 - 20) \times 70\text{万円} + 800\text{万円}\}] \times \frac{1}{2} = 750\text{万円}$$

$$\text{所得税額} = 750\text{万円} \times 20\% = 150\text{万円}$$

《所得税》

課税所得金額	税率	控除額
330万円以下	10%	—
900万円以下	20%	33万円
1800万円以下	30%	123万円
1800万円超	37%	249万円

\* 所得税の定率減税は考慮していません。

\* 別途住民税が課税されます。

■ 特定退職金共済制度の活用(従業員退職金制度)

- ・特退共は、従業員の退職金準備の為、全額事業主が積み立てる制度です。
- ・1口=1,000円として、従業員1人につき最高30,000円まで加入できます。
- ・掛金は、損金(必要経費)として算入でき、従業員の給与にもなりません。
- ・退職給与引当金廃止に伴い、特定退職金共済制度の導入を図ることは有効な対応策となります。

■ オナーズプラン・経営者年金(拠出型企業年金保険)の活用(役員退職金制度)

- ・役員退職金も上記退職所得として扱われます。
- ・役員退職金の準備は中央会共済の「経営者年金」、「オナーズプラン」が最適です。

※この文書はH15.7現在の税制等に基づいた記載です。税制改正等があった場合には記載の内容と相違する場合があります。  
 ※共済制度ご加入に際しては、必ず所定のパンフレットをご一読下さい。